

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

令和元年6月24日

世田谷区

### 1. 業務の概要

(1) 件名 三軒茶屋駅周辺まちづくり推進支援業務委託

#### (2) 事業の目的

世田谷区では、世田谷区基本計画及び都市整備方針において、三軒茶屋、下北沢、二子玉川を広域生活・文化拠点と位置付け、商業業務機能および文化情報発信機能が集積し、全区的な「核」であると同時に、本区を越えた広域的な交流の拠点として、にぎわいと活気にみちた魅力ある拠点づくりに取り組んでいる。

三軒茶屋は、本区の東の玄関口として、商業・業務・文化でにぎわい、活気ある拠点であるが、東京オリンピック（S39）地下鉄開業（S52）再開発（キャロットタワー）（H8）以降、駅周辺の基盤整備はなされておらず、歩道が狭く、人が滞留できる空間が不足している状況であり、また、発展が続く渋谷と二子玉川にはさまれ、かつての活気が失われていくのではないかと懸念も否定できない。

こうしたことから区では、地域活力の増進と発展を目指すため、三軒茶屋のグランドデザインとなるまちの将来像とまちづくりの方向性を示した「三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針」を策定した。

今後、三軒茶屋駅周辺において、区民や事業者など多様な主体と連携したまちづくりを進めていくために、開かれた議論を行う会議体や多様な主体が連携・調整する組織を設置することが必要である（プラットフォームの構築）。また、会議体では、区民や事業者がまちづくりを主体的に取り組むための基本計画となる「（仮称）三茶のミライ」の策定を想定している。

本業務委託では、庁内での議論や取り組み内容を踏まえ、三軒茶屋駅周辺まちづくりを推進していくために様々な手法を用いて、会議体や区民参加の運営・支援等を行うことを目的とする。

#### (3) 対象区域

三軒茶屋駅周辺（「別紙1 対象区域図」参照）

#### (4) 業務内容

##### 1) 区民・事業者等と連携したまちづくり推進の実現化手法の検討

- ・三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針、2019年度に設置した庁内のまちづくり戦略会議・作業部会、学識経験者等を中心とした検討委員会（想定）及びプラットフォーム（想定）での議論や関係者等へのヒアリングなどの成果等を踏まえ、三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針に掲げたまちのビジョン（将来像）の実現に向

けた、区民・事業者等と連携したまちづくり推進の実現化の手法及びプロセスの検討を行う。(複数年)

区の想定に捉われず、三軒茶屋駅周辺のまちづくりが多様な主体により実施できる手法及びプロセスの提案するものとする。

従来の手法に捉われず、多様な主体からの意見を得られる機会を想定。(懇談会やまちあるき、ワークショップ等に限らない)

2) 1)の検討に基づき区が開催する区民・事業者との連携によるまちづくり推進の実現のための方法・手段を実施するにあたっての運営支援(2019年度:シンポジウム1回、ワークショップ2回、2020年度:シンポジウム1回、説明会2回、合計6回程度を想定)資料の作成・準備、記録を作成する。

3) 「(仮称)三茶のミライ」策定のための検討素材作成

4) 三軒茶屋駅周辺まちづくりに関するニュースの区民や事業者へ向けた周知

5) その他関係者との協議等の資料作成

・上記記載の資料以外で関係者との協議に必要な資料を作成する。会議体については、庁内会議(まちづくり戦略会議・作業部 各4回程度)また、区で想定している検討体制の会議体(検討委員会・プラットフォーム等)

(5) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

令和2年度についても、本事業の予算配当があり、かつ前年度の履行状況が良好であることを条件に、単年度ごとに随意契約をする予定がある。

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

(4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと

(5) 平成21年度以降、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること

【同種業務】

・東京都、東京都内区市町又は政令指定都市において、まちづくり推進のための議論をする会議体の設置・運営等に関する業務(方法・手段の検討含む)

【類似業務】

・東京都、東京都内区市町又は政令指定都市において、まちづくりを推進するための運営・支援等に関する業務等に関する業務(方法・手段の検討含む)

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本事項(提出書類の適正)
- (2) 技術者実績等(技術者資格、実務実績、担当効果)
- (3) 業務実施体制(実施体制の妥当性)
- (4) 特定テーマに対する提案(課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫等)
- (5) 業務実施方針(業務内容の理解、工程計画との整合性)
- (6) 資料作成能力(わかりやすさ、見やすさ)
- (7) ヒアリング(専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力)
- (8) 参考見積の妥当性

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部課

世田谷区都市整備政策部市街地整備課(担当:渡邊、中杉)

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話:03-5432-2556 / FAX:03-5432-3055

E-mail:SEA02039@mb.city.setagaya.tokyo.jp

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間:令和元年6月24日(月)から令和元年7月8日(月)まで

2) 交付場所及び方法

世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

[トップページ](#)

[くらしのガイド](#)

[住まい・街づくり・交通](#)

[街づくり](#)

[街づくりの情報制度](#)

[三軒茶屋駅周辺のまちづくり「進化し続ける交流のまち『三茶 Crossing』」](#)

上記(1)にて窓口配布(土日を除く午前8時30分から午後5時まで)

##### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限:令和元年7月8日(月)午後5時まで(必着)

2) 場 所:上記(1)

3) 方 法:持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

##### (4) 質疑及び回答(提案書に係る質問について)

1) 期 限: 令和元年7月17日(水)午後5時まで

2) 提 出 先:市街地整備課

メールアドレス:SEA02039@mb.city.setagaya.tokyo.jp

3) 提出方法:質問は、Eメールにより行うものとする。なお、件名は「三軒茶屋駅周辺まちづくり推進支援検討業務委託プロポーザル質問(会社名)」と明記し、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。なお、電話での質問には応じない。

4) 回答方法:参加者全員に電子メールにて回答する。

5) 回答予定日:令和元年7月26日(金)

##### (5) 提案書の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限:令和元年8月6日(火)午後5時まで(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

## 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有

(5) 契約等について

- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(6) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加表明書及び提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。

(7) 記載内容の変更について

参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了解を得なければならない。

(8) 提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。

(9) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(10) 平成30年度に策定した三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針の内容については、世田谷区HPで閲覧可能である。

【別紙1】対象区域図

(別途、三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針の三軒茶屋駅周辺の機能イメージを参照すること)

